≪補助メニュー4≫電気自動車等導入補助金

〇自家用車としてEV(新車)や超小型EV(新車)を導入する方(町内の自宅に当該自動車の車庫を有すること)

(注)サブスクリプションによる導入も対象

〇町内の自宅用にV2HやV2L(未使用品)を導入する方(EVを所有する方または同時に導入する方のみ)

対 象

- ●重点対策加速化補助金…要綱に記載された要件を満たす場合に活用できます。
 - 主な要件・国(国の委託先を含む)の補助金を活用することができません。
 - ・自宅の太陽光発電システム等の再工ネ発電設備でEVを充電する方が対象 ②自宅の太陽光発電システムで十分な電力を賄えない方や自宅が集合住宅 等で再工ネ設備を設置できない方は、再工ネ電力証書の購入等の代替手段 があります。

補助額	18 EV〔購入〕 (重点対策加速化補助金) (注)車両本体価格 200万円以上の場合 【超小型EVを除く】	EVの蓄電容量×2 万円(国 CEV 補助金交付額が上限) +20 万円		
		V2Hを同時に導入する 場合	+設置費用(製品・工事)の 1/2	
		V2Lを同時に導入する 場合	+設備費用の1/3+5万円	
	19 EV〔購入〕 (重点対策加速化補助金) (注)車両本体価格 200万円未満の場合 【超小型EVを除く】	EVの蓄電容量×2万円(国 CEV 補助金交付額が上限) +10万円		
		V2Hを同時に導入する 場合	+設置費用(製品・工事)の 1/2	
		V2Lを同時に導入する 場合	+設備費用の1/3+5万円	
	20 EV(購入] (重点対策加速化補助金対象 外) (注)車両本体価格 200万円以上の場合 【超小型EVを除く】	国 CEV 補助金を活用する 場合	20 万円	
		国 CEV 補助金を活用しない 場合	10 万円	
	21 EV〔購入〕 (重点対策加速化補助金対象	国 CEV 補助金を活用する 場合	10 万円	
	外) (注)車両本体価格 200万円未満の場合 【超小型EVを除く】	国 CEV 補助金を活用しない 場合	5 万円	

22 超小型EV[購入]		15 万円
23 EV 〔サブスクリプション〕 (注)車両本体価格 200 万円以上の場合 【超小型EVを除く】		8 万円
24 EV 〔サブスクリプション〕 (注)車両本体価格 200 万円未満の場合 【超小型EVを除く】		4 万円
25 超小型EV 〔サブスクリプション〕		12 万円
26 V2H	EV と同時購入する場合	10 万円
(重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を活用する場合	EV と同時購入しない場合	5 万円
27 V2H (重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を活用しない場合		3 万円
28 V2L	EV と同時購入する場合	15 万円
(重点対策加速化補助金対象外) (注)クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を活用する場合	EV と同時購入しない場合	7 万円
29 V2L(重点対策加速化補助金対象外)(注)クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ		5 万円

	等導入促進補助金を活 用しない場合		
	★前年度にゼロカーボンシ ティ創成補助制度(重点対策 加速化補助金)で太陽光発 電を導入	+15 万円	
補助要件	V2Lについては、その保管場所がEVの自動車検査証における使用であること	の本拠の位置と同じ 係る町補助金を交付 ぶないこと 力団員等が出資、融	
募集期間	【申請】各年度 2 月 15 日まで(重点対策加速化補助金以外は各年度 3 月 15 日まで) (注)予算がなくなり次第受付終了 【完成】各年度 2 月末まで(重点対策加速化補助金以外は各年度 3 月末まで)		
申請方法	●重点対策加速化補助金は車両等導入後に申請(補助金の残額との兼ね合いから必ず購入前に事前相談を行うこと)。 ●重点対策加速化補助金対象外の場合、国CEV補助金を活用することが要件となっている補助メニューは、同補助金の交付決定後に申請。それ以外は事前申請ですのでご注意ください。 補助金交付申請書(第 1 号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。 要綱別表第 5 を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可)。		
請求方法	請氷要件を満たしたとさには、補助金父付請氷書(第 8 号様式)に必要 異なります。要綱別表第 6 を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ打 ださい(郵送不可)。		
実績報告	自動車の場合は4年間)、所有状況等の報告書を提出してください。 ※報告書の提出期限は、各年の所有月日から1カ月以内です。		

★電気自動車等とは

〇電気自動車(EV)

- …エンジンのない、電池に蓄えた電力を動力源とした 4 輪以上の自動車。定格出力 10kW以上。 〇超小型EV(超小型モビリティ)
 - …エンジンのない、電池に蓄えた電力を動力源とした 4 輪以上の自動車。定格企画 0.6~8kW。 2 人乗り以下。

OV2H

…EV等から電気を取り出す土地に設置された装置。

OV2L

…EV等から電気を取り出す装置で、持ち運びが可能なもの。